

<児童館長の資格要件基準>

1の職務を遂行できると認められる者であり、2の資格と同等以上の資格を有する者が望ましい。

1 児童館の職務

- ①児童館の運営を統括する。
- ②児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

2 資格等

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
（資格等）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの